

廿日市市防犯カメラ設置補助金の手引き

廿日市市生活環境部人権・市民生活課

TEL:0829-30-9147

目次

P 1 …廿日市市防犯カメラ設置補助制度の概要

P 2 …主な遵守事項

P 4 …補助金交付手続きの流れ

P 5 …補助金（概算払）交付手続きの流れ

廿日市市防犯カメラ設置補助制度の概要

廿日市市では、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、地域の自主的な取組みを支援するため、町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置費用を補助します。

補助対象機器について

補助対象団体

防犯カメラを設置する町内会、自治会等の営利を目的としない地域の団体

補助対象経費

ア. 防犯カメラの機器購入及び機器更新にかかる経費

イ. 設置工事にかかる経費

ウ. 防犯カメラの設置を示す看板の設置にかかる経費

補助率及び上限額

上限額：1台につき40万円を限度

補助率：補助対象経費の4／5（千円未満切捨）

例①：1台60万円の設置費用が必要な場合

$600,000 \text{ 円} \times 4 / 5 = 480,000 \text{ 円}$

400,000 円 【補助額】（上限）

主な遵守事項

廿日市市内にあって、道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラで、以下の表にある要件を満たす必要があります。

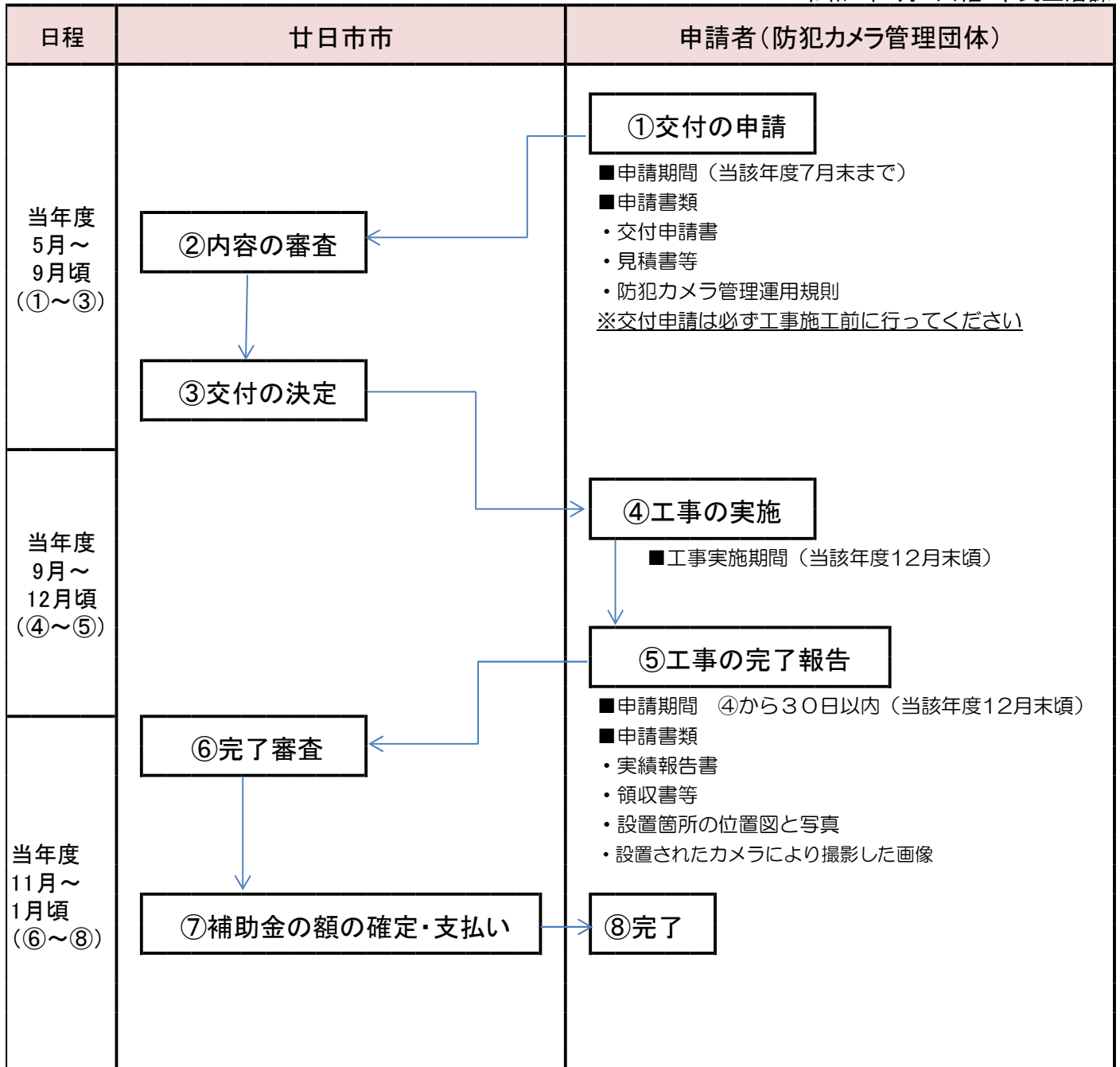
区分	仕様	
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間であり、夜間も人物等が特定でき撮影ができること（動体検知も可）
録画機能	録画時間	1日24時間及び7日間以上 （動体検知の場合は7日間分以上）
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること

- 道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラであること。
- 不審者の多発する場所や通学路など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置すること。
- 個人のプライバシーを侵害することがないように、管理・運用すること。
- 撮影対象は道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置していることを表示した看板を設置すること。
- 防犯カメラ設置場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに、設置について道路占用許可等が必要な場合は許可を得ること。
- 設置団体において、「地域防犯カメラ管理運用規程」を作成すること。
- 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定すること。
- 画像の保存期間 7 日以上 30 日以内とし、経過後は消去すること。
- 画像の目的外での利用や第三者への画像提供は不可とする。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとする。
- 防犯カメラは、6 年間は適切に維持管理すること。
- 移設や撤去の必要が生じた時は、設置の際の所有者等の合意事項を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応すること。

補助金交付手続きの流れ

廿日市市防犯カメラ設置補助金交付手続きの流れ

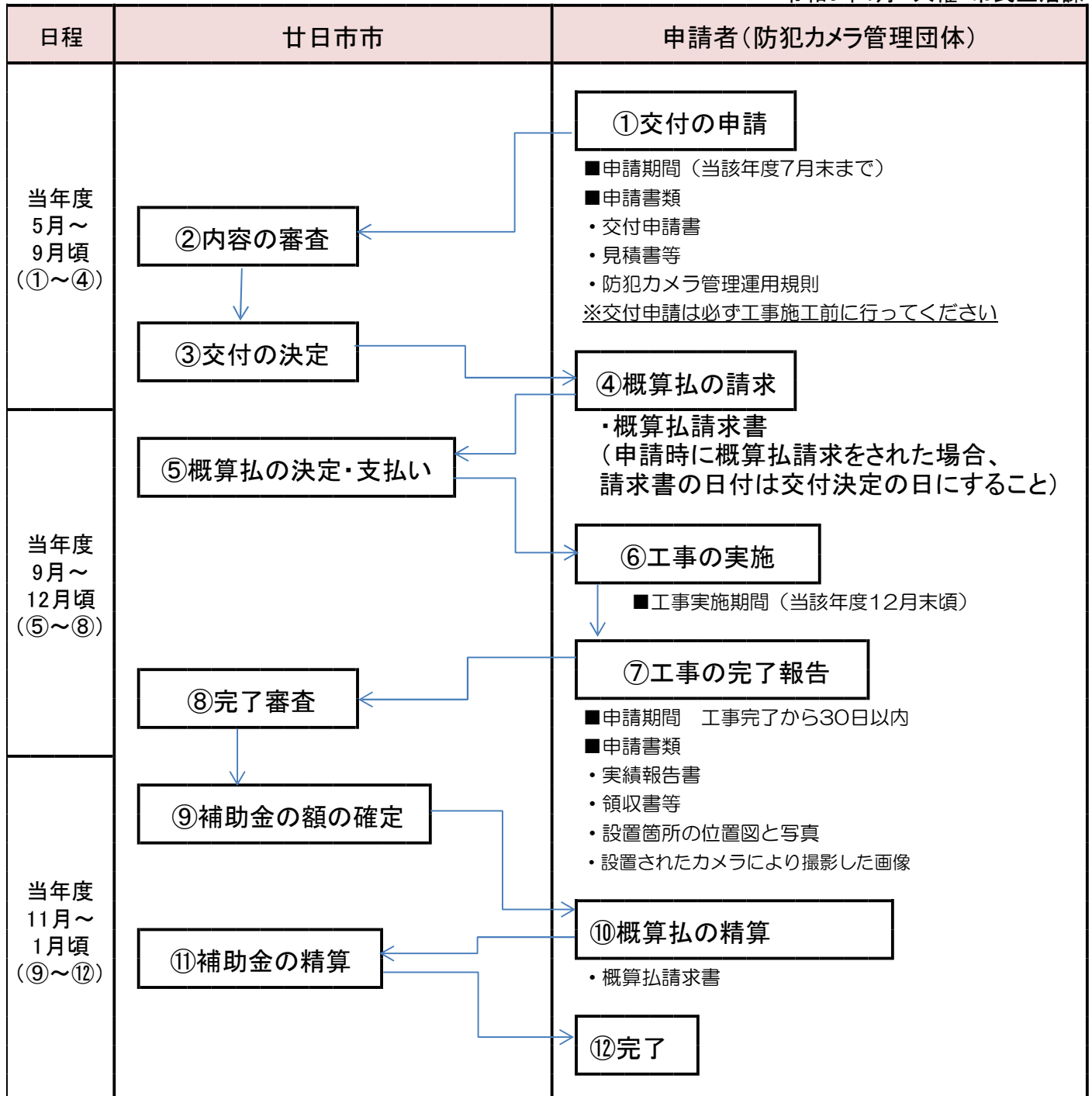
令和6年4月 人権・市民生活課



補助金（概算払）交付手続きの流れ

廿日市市防犯カメラ設置補助金交付手続きの流れ

令和6年4月 人権・市民生活課



【問合せ先】

廿日市地域	生活環境部人権・市民生活課市民生活係	<u>TEL:0829-30-9147</u>
佐伯地域	佐伯支所地域づくり係	<u>TEL:0829-72-1111</u>
吉和地域	吉和支所地域づくり係	<u>TEL:0829-77-2111</u>
大野地域	大野支所地域づくり係	<u>TEL:0829-55-2000</u>
宮島地域	宮島支所地域づくり係	<u>TEL:0829-44-2000</u>